

歯科口腔保健の推進に向けた取組等について

2025年3月10日

厚生労働省医政局歯科保健課歯科口腔保健推進室

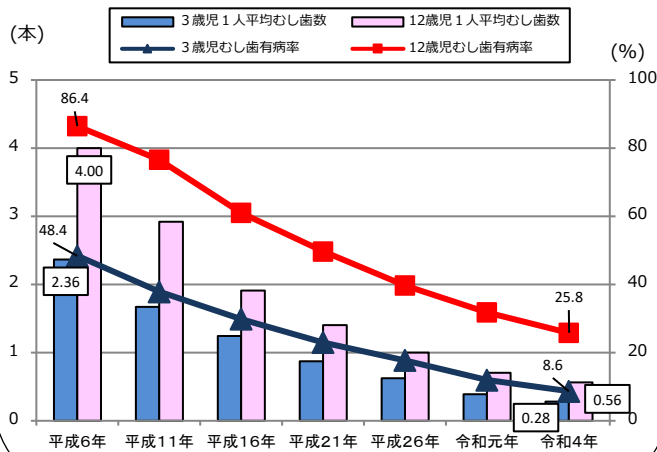
本日の内容

- 歯科口腔保健を取り巻く状況について
- 生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組について
- 令和7年度予算案（主な歯科口腔保健関係事業）等について

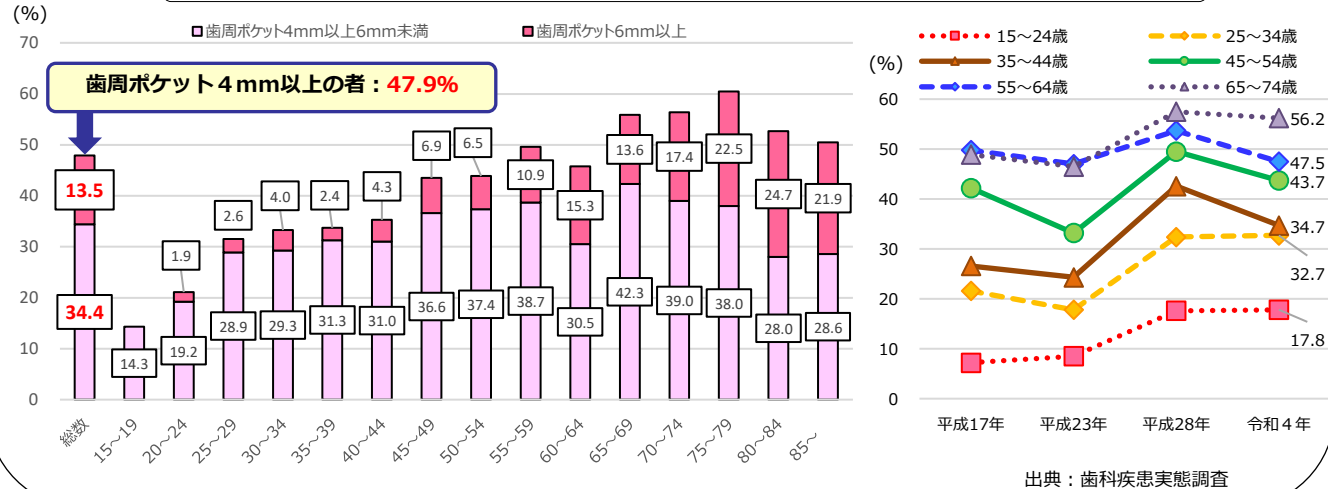
歯科保健医療を取り巻く状況

- 小児のむし歯は減少 <①>。他方で、2人に1人は中等度以上の歯周病に罹患し、その割合は改善していない <②>。
- 2人に1人以上は過去1年間に歯科検診を受診 <③>。高齢化の進展に伴い、歯科診療所を受診する高齢者の割合は増加 <④>。
- 2人に1人以上は80歳で20本以上歯を保つ8020（ハチマル・ニイマル）達成者 <⑤>。

① 3歳児及び12歳児の一人平均むし歯数及びむし歯有病者率は年々減少



② 2人に1人は中等度以上の歯周病（歯周ポケット4mm以上）に罹患し、改善していない



乳幼児期



学齢期

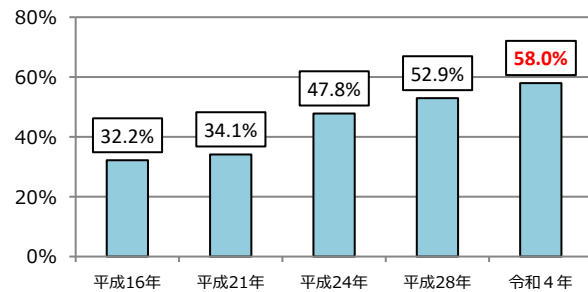


成人期

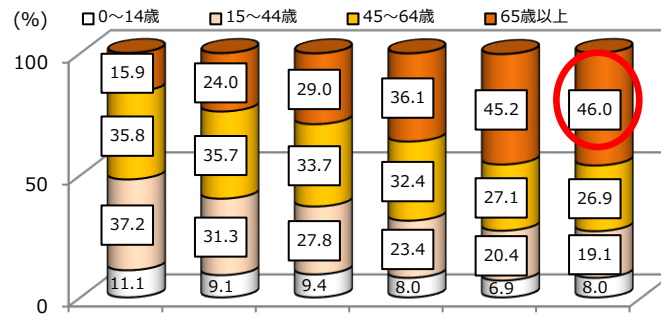


高齢期

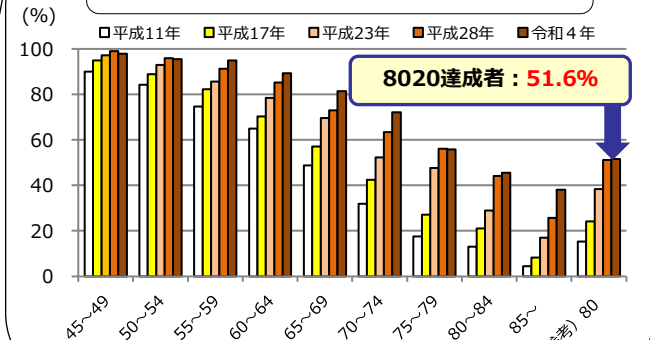
③ 2人に1人以上は過去1年間に歯科検診を受診



④ 歯科診療所の受診患者の約4割以上が65歳以上



⑤ 20本以上歯を有する者の割合は増加
2人に1人以上は8020達成者



＜骨太の方針＞ 経済財政運営と改革の基本方針

「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）（歯科関連）（注：下線は主な変更箇所）

全身の健康と口腔の健康に関する科学的根拠の活用と国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた具体的な取組の推進、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理の充実、歯科医療機関・医歯薬連携を始めとする多職種間の連携、歯科衛生士・歯科技工士等の人材確保の必要性を踏まえた対応、歯科領域におけるICTの活用の推進、各分野等における歯科医師の適切な配置の推進により、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組むとともに、有効性・安全性が認められた新技術・新材料の保険導入を推進する。

※第2章 8.（1）「歯科巡回診療」の推進についての記載あり

※第2章 8.（2）「災害派遣医療チーム（DMAT）等」の注釈として、「日本災害歯科支援チーム」の記載あり

※第3章 3.（3）「歯科保健教育」の推進についての記載あり

（参考）「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）（抜粋）

リハビリテーション、栄養管理及び口腔管理の連携・推進を図る。全身の健康と口腔の健康に関する科学的根拠の集積・活用と国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理の充実、歯科医療機関・医科歯科連携を始めとする関係職種間・関係機関間の連携、歯科衛生士・歯科技工士等の人材確保の必要性を踏まえた対応、歯科技工を含む歯科領域におけるICTの活用を推進し、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む。また、市場価格に左右されない歯科用材料の導入を推進する。

（参考）「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）（抜粋）

全身の健康と口腔の健康に関する科学的根拠の集積と国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理の充実、歯科医療機関・医科歯科連携を始めとする関係職種間・関係機関間の連携、歯科衛生士・歯科技工士の人材確保、歯科技工を含む歯科領域におけるICTの活用を推進し、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む。また、市場価格に左右されない歯科用材料の導入を推進する。

現行の歯科健診（検診）の体制

○各ライフステージにおける歯科健診の制度

	健診（検診）	根拠法	実施主体	対象年齢（対象者）	備考
乳幼児	乳幼児歯科健診	母子保健法	市町村	1歳6ヶ月・3歳	◆ 市町村が実施義務を負う
児童・生徒等	学校歯科健診	学校保健安全法	学校 ※保育所等の児童福祉施設は、児童福祉法に基づき、学校保健安全法に準じた健診を行う。	毎学年実施	◆ 学校が実施義務を負う（※大学を除く）
妊産婦	妊産婦歯科健診	母子保健法	市町村	妊産婦	◆ 母子保健法に基づき市町村が努力義務で実施 ◆ 平成10年度から地方交付税措置
74歳以下	歯周疾患検診	健康増進法	市町村	20、30、40、50、60、70歳	◆ 健康増進法に基づく健康増進事業として市町村が努力義務で実施 ◆ 「歯周病検診マニュアル2015」を参考に実施 ◆ 令和6年度から20、30歳を追加
	労働安全衛生法に基づく歯科特殊健診	労働安全衛生法	事業者	塩酸・硫酸・硝酸等を取り扱う労働者	◆ 事業者が実施義務を負う
75歳以上	後期高齢者医療の被保険者に係る歯科健診	高齢者の医療の確保に関する法律	後期高齢者医療広域連合	後期高齢者	◆ 後期高齢者医療制度事業費補助金等の補助メニューである ◆ 「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」（平成30年）を参考に実施

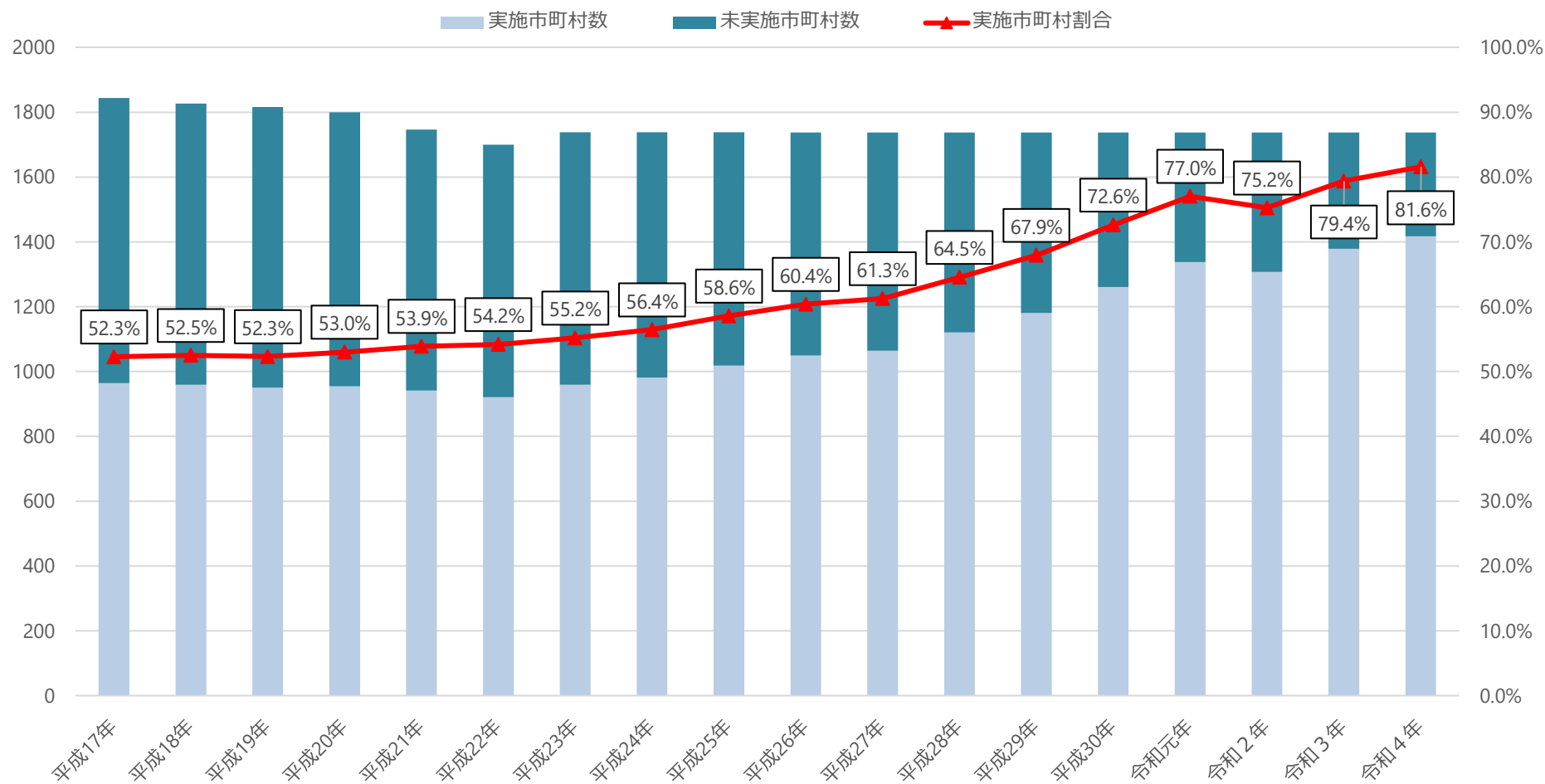
○歯科保健課の予算事業による歯科健診【令和5年度拡充】

歯科健診事業（都道府県等口腔保健推進事業）：市町村が独自に実施する歯科健診事業を支援

就労世代の歯科健康診査等推進事業：歯科健診を実施していない事業所や自治体等に対して歯科健診実施等を支援 等

歯周疾患検診の実施状況（実施年別）

歯周疾患検診を実施している市町村数と割合



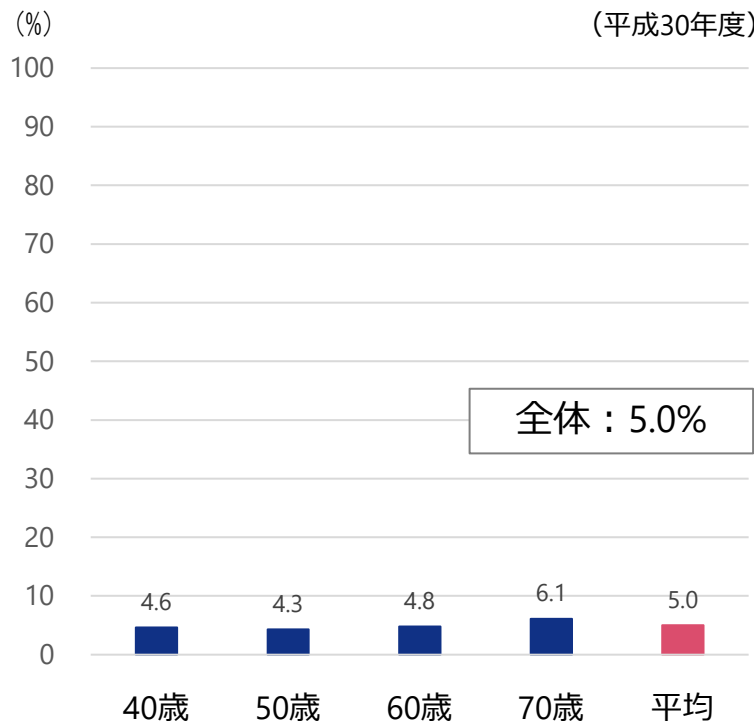
歯科健診（検診）の受診状況①

歯周疾患検診の受診率と過去1年間に歯科検診を受けた者の割合の比較

○歯周疾患検診受診者の割合は5.0%である一方で、約半数以上が過去1年間に歯科検診を受診している。

【歯周疾患検診受診者の割合（受診率）】

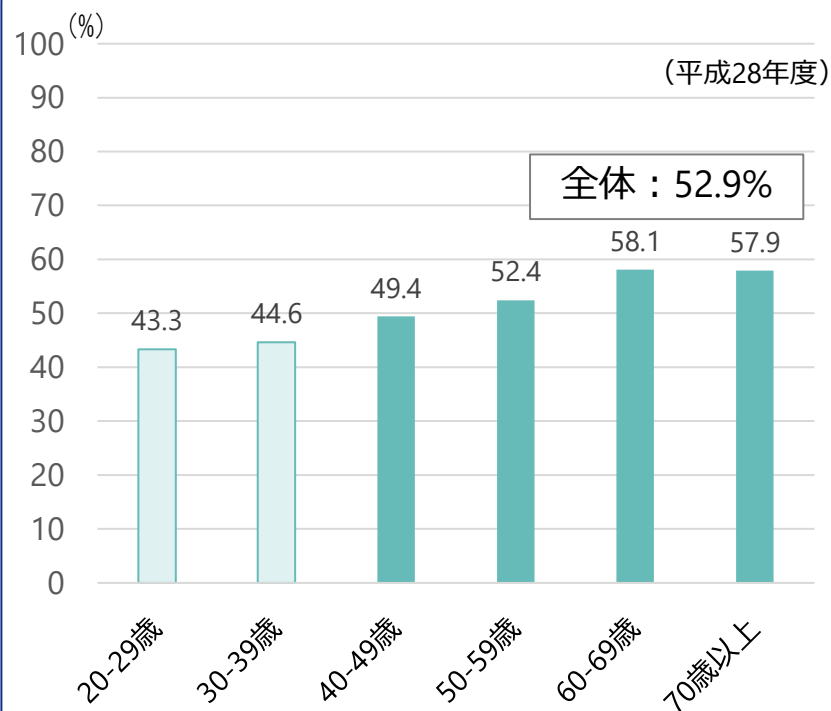
（平成30年度）



（出典：令2年度歯科口腔保健医療情報収集・分析等推進事業）

【過去1年間に歯科検診を受けた者の割合】

（平成28年度）



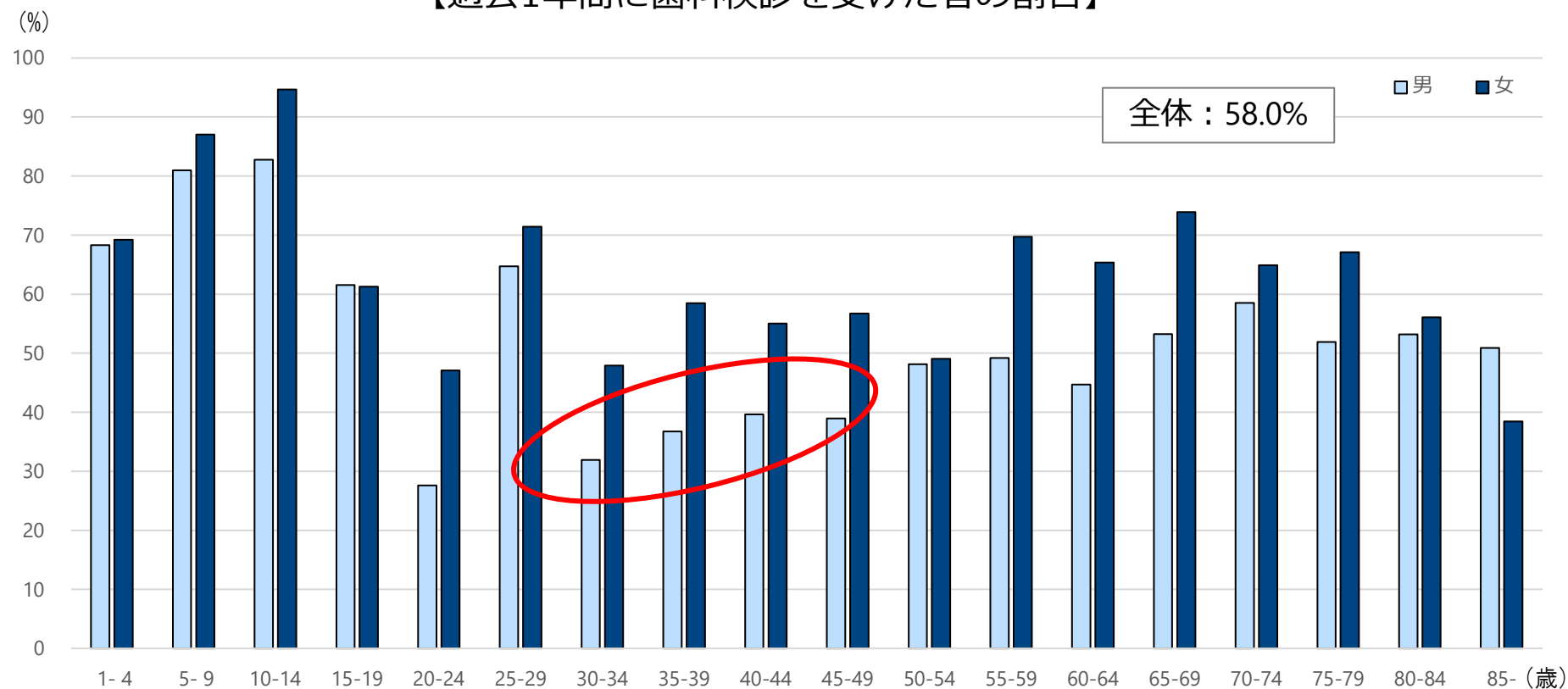
※過去1年間に歯科検診を受診した者：自記式調査票において、「あなたはこの1年間に、歯科検診を受けましたか。」という質問に「受けた」と回答した者

（出典：国民健康・栄養調査）

歯科健診（検診）の受診状況②

- この1年間に歯科検診を受けましたかという質問に「受けた」と答えた者の割合は、全体で58.0%であった。
- 特に男性の30歳から50歳未満の年齢階級において、歯科検診を受診している者が低い傾向にあった

【過去1年間に歯科検診を受けた者の割合】



就労者の口腔保健行動

定期歯科検診を受診しない理由等

- 第3次産業の就労者を対象とした口腔保健行動に関する調査を行った研究では、定期歯科検診受診について、「検診有群」が28.3%、「検診無群」が71.2%と、国民健康・栄養調査よりも低い結果となっている。
- 「検診無群」で、定期歯科検診を受診しない理由は「時間がない」が半数以上を占め、次が「必要性が不明」であった。

■ 調査方法

大阪府堺市西区に所在する第3次産業（中小企業や個人商店）で就労する者647名にアンケート調査を実施、378名から回収。

【対象者の年齢構成】

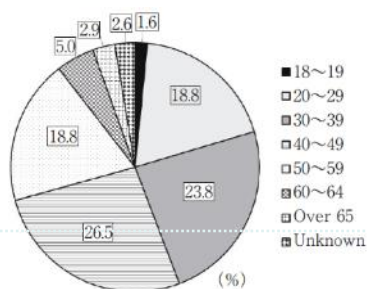


Fig. 3 Age ratio

【対象者の業種の割合】

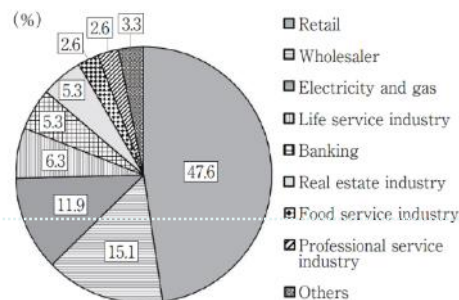


Fig. 4 Industry type ratio

■ 結果：定期歯科検診を受診しない理由

Table 1 The reason not to receive regular dental examination in the non-dental examination group

	Total (n=268)	Male (n=169)	Female (n=99)
No time	155 (57.8%)	101 (54.8%)	54 (20.1%)
No necessity	40 (14.9%)	25 (9.3%)	15 (5.6%)
High cost	39 (14.6%)	22 (8.2%)	17 (6.3%)
No family doctor	17 (6.3%)	7 (2.6%)	10 (3.7%)
Others	29 (10.8%)	11 (4.1%)	18 (6.7%)

■ 結果：定期歯科検診の受診状況

- ・ 検診有群：107名（28.3%、男性：47名、女性：59名、性別未記入：1名）
- ・ 検診無群：269名（71.2%、男性：169名、女性：99名、性別未記入：1名）

本日の内容

- 歯科口腔保健を取り巻く状況について
- 生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組について
- 令和7年度予算案（主な歯科口腔保健関係事業）等について

生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）推進事業 （就労世代の歯科健康診査等推進事業）

令和6年度当初予算額 3.7億円（3.4億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることから、定期的な歯科健診の機会・歯科診療の受診を通じて、生涯を通じた歯・口腔の健康を実現していくことが必要である。
- 「骨太の方針2023」においても、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進」について記載された。
- 成人期以降、歯周病等の罹患率が高い一方、歯科健診の受診率が低く、職域を含めた**歯科健診の充実の必要性**が指摘されている。
- 今後、更なる歯科健診の普及を図っていくには、**歯科健診の効果を検証**し、歯科健診の有効性について普及啓発を行う必要がある。

現行	乳幼児期	学齢期	20代・30代	40～74歳	75歳以上
歯 科 健 診	乳幼児歯科健診	学校歯科健診	塩酸・硫酸・硝酸等を取り扱う労働者に対する定期健診		
				40、50、60、70歳 歯周疾患検診	後期高齢者医療の被保険者に対する歯科健診 ※下線部は実施が義務

就労世代の歯科口腔保健の推進に向け、効果的な歯科健診・受診勧奨の方法等について検討を行う。

就労世代の歯科健（検）診推進に向け、歯科健診の有効性について、レセプトデータ等を活用し、必要な検証を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

事業概要

I 歯科健診や受診勧奨等の実施の支援等を行うモデル事業

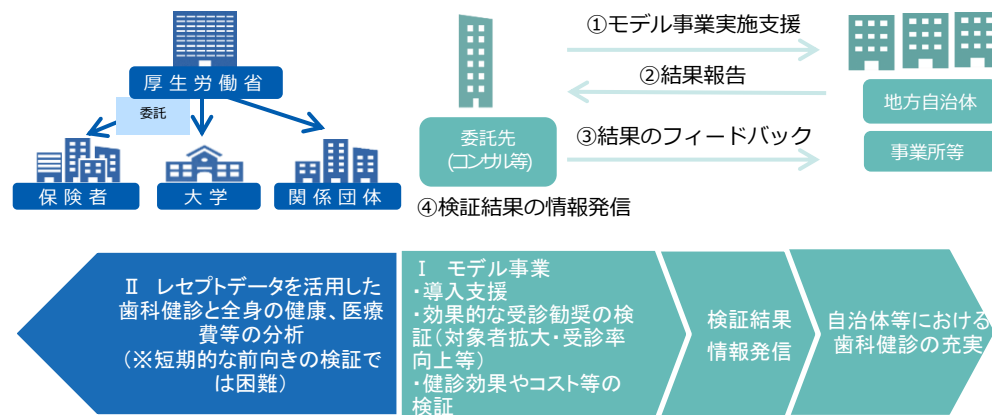
- 歯科健診を実施していない事業所等や、歯周疾患検診をはじめとした歯科健診を実施していない地方自治体（対象者の拡大や受診率向上に向けた取組を含む）を支援。
- モデル事業の結果について、効果・コスト・実施体制等を、持続可能性も含めて検証するとともに、検証結果について情報発信を実施。

II レセプトデータを活用した評価分析事業（新規）

- 歯科健診の有効性（口腔と全身の健康の関係、医療費適正化効果等）について、Iでは検証困難な中長期的なレセプトデータ等を活用した検証を行う。

【実施主体：株式会社 等】

【事業実績】・検討委員会及び作業部会の開催回数 元年度14回、2年度9回、3年度7回、4年度5回



【効果的な受診勧奨の例】

- 簡易検査キット等を活用した歯科健診・受診勧奨
- レセプト情報を活用した歯科健診等の受診勧奨 等

生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）推進事業

（歯周病等スクリーニングツール開発支援事業）

令和6年度当初予算額 2.0億円（2.0億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることから、定期的な歯科健診の機会・歯科診療の受診を通じて、生涯を通じた歯・口腔の健康を実現していくことが必要である。
- 「骨太の方針2023」において、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進」が記載された。
- しかし、「過去1年間に歯科検診を受診した者」の割合は52.9%（H28国民健康・栄養調査）であり、さらに市町村が実施する歯周疾患検診の受診率は約5.0%（推計値）にとどまっている。
- また、歯周疾患検診を実施する市町村は、全国で79.4%（R3地域保健・健康増進事業報告）にとどまっている。
- 歯科健診を実施しない理由として、「実施する歯科医師・歯科衛生士がない」といった「歯科専門職の不在」や手間がかかるといった「時間的負担」等が挙げられている。

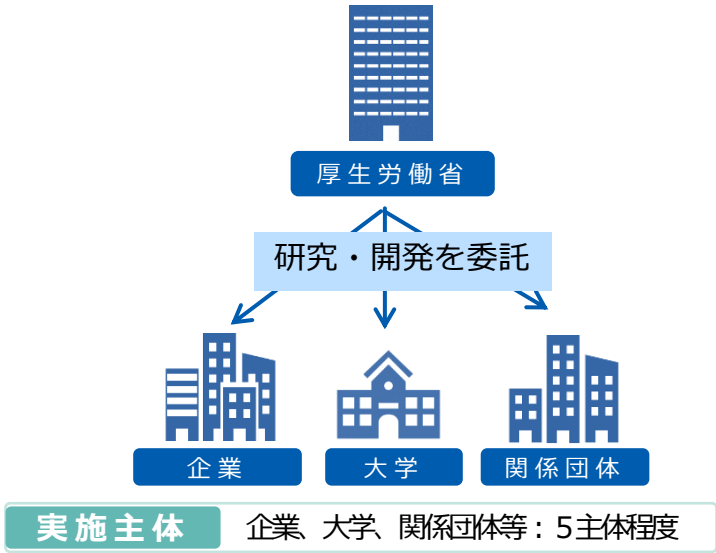


自治体や職域等において、簡易に歯周病等の歯科疾患のリスク評価が可能であり、歯科医療機関への受診につなげることができる方法の研究・開発を支援する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

事業概要

- ◆ 歯科疾患のリスク評価が可能なスクリーニングツール（簡易検査キットや診断アプリ等）の開発を行う企業等に対して、研究・開発を支援する。
（要件イメージ）
- 自治体や職域等において活用することを想定した、簡易な方法であること
- 歯周病に関するリスク評価を含むこと
- 従来の歯科健診による方法との比較（相関の検証等）を行うこと
- 医療機器又は体外診断用医薬品の承認をめざすものであること
- 歯科医療機関への受診につなげるよう、受診者へ結果のフィードバックが可能であること



生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）推進事業 （歯周病等スクリーニングツール開発支援事業）

【令和5年度委託事業】

事業者名	分類	概要
栄研化学株式会社	検体検査	唾液成分から歯周病のリスク評価を行う検査キットとともに、歯周病原細菌由来成分に対する血中抗体価を測定し、歯周病の進行との関係性の評価が可能な試薬の研究・開発を行う。
アークレイ株式会社	検体検査＋システム	洗口吐出液の唾液成分を測定し、う蝕及び歯周病のリスク評価が可能なツールの研究・開発を行う。
大日本印刷株式会社	検体検査＋システム	舌ぬぐい液を用いた歯周病原因菌酵素測定試薬について、カラーマネージメント技術によるカラー補正を活用し、スマートフォンを用いてオンラインによる検査が可能なツールの研究・開発を行う。
株式会社Fiber Medicine	検体検査＋システム	唾液中に存在する歯周病ハイリスク因子の定量値に基づいた歯周病診断アルゴリズムを用いてリスク評価が可能な研究・開発を行う。
株式会社NTTドコモ	システム	「歯周病発見AI」を用いて、タブレットやスマートフォンで歯ぐきを撮影した画像から、歯周病に罹患している可能性を判定するアプリケーションの実用に向けた研究・開発を行う。

【令和6年度委託事業】

事業者名	分類	概要
アルフレッサファーマ株式会社	検体検査	既存の唾液ヘモグロビン検出試薬（体外診断用医薬品）について、集団健診での活用のための採取容器の開発を行うとともに、唾液ヘモグロビンと歯周病との関連性に関する検証等を行う。
株式会社ジーシー	検体検査＋システム	歯周組織の炎症兆候に関わる唾液中のヘモグロビンを検出する検査キットとともに、検査の実施環境等での目視判定による誤差を生じない自動比色判定装置の開発を行う。
パナソニック株式会社	システム	口腔内カメラで歯ぐきを撮影した画像から、歯周病罹患のリスクを判定するAIモデルおよびアプリケーションの開発を行う。

歯周疾患検診の対象年齢拡大

令和6年度当初予算額 健康増進事業の内数

1 事業の目的

- 健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることから、定期的な歯科健診の機会・歯科診療の受診を通じて、生涯を通じた歯・口腔の健康を実現していくことが必要。
- なお、昨年度に公表された「骨太の方針2022」では、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討」について初めて記載され、今年度の「骨太の方針2023」では、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進」と記載されたことから、生涯を通じた歯科健診の実現に向けて更に取組みを進めていく必要がある。
- 上記のことから、生涯を通じた歯科健診の実現に向けて制度面に対応していく必要がある。

2 事業の概要

＜現行の歯科健診（検診）制度＞

現行	乳幼児期	学齢期	20代・30代	40～74歳	75歳以上
(根拠法)	乳幼児歯科健診 (母子保健法) (※下線部は実施主体が義務を負う)	学校歯科健診 (学校保健安全法)	塩酸・硫酸・硝酸等を取り扱う労働者に対する定期健診（労働安全衛生法）		
				40、50、60、70歳 歯周疾患検診 (健康増進法)	後期高齢者医療の被保険者に対する歯科健診 (高齢者の医療の確保に関する法律)

課題

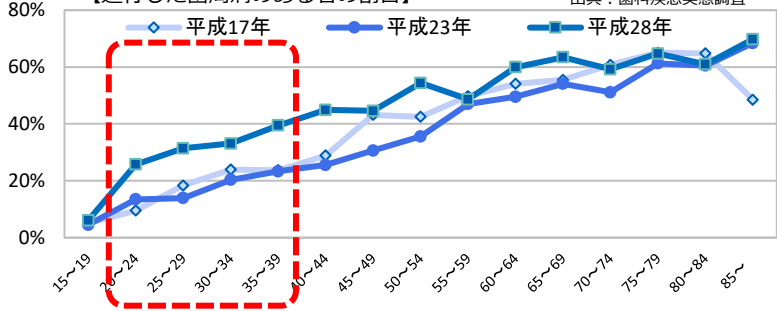
- ◆ 20～30代については原則、歯科健診制度の対象となっていない
- ◆ 近年、若年者の歯周病の罹患率が増加傾向

対応

生涯を通じた切れ目のない歯科健診の実現に向けて
歯周疾患検診の対象年齢に20歳、30歳を追加

【進行した歯周病のある者の割合】

出典：歯科疾患実態調査



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：保健所設置市・特別区・市町村
- ◆ 補助率：1／3

拡充 8020運動・口腔保健推進事業

令和6年度当初予算額 12億円 (11億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき策定されている歯科口腔保健施策を総合的に推進するための「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項」（平成24年度制定）に基づき、各地域において様々な取組が実施されている。
- 令和6年度より、「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項（第2次）」が開始され、地域における歯科健診やフッ化物局所応用等のう蝕予防対策、歯科関係職種等の養成等の歯科口腔保健施策の推進に関する取組を今まで以上に実施することが求められている。
- また、「骨太の方針2023」において、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進」も含めた、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組むとしていることも踏まえ、自治体における歯科口腔保健の推進のための体制の充実を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

1. 8020運動推進特別事業

歯科口腔保健の推進のために実施される歯科保健医療事業（都道府県等口腔保健推進事業に掲げる事業を除く）に必要な財政支援を行う（平成12年度から実施）。【実施主体：都道府県】補助率：1／2相当定額

- 1) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置
- 2) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するために必要となる事業
 - ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業
 - イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
 - ウ その他、都道府県等保健推進事業に掲げる事業以外の事業

【事業実績】

元年度46箇所、2年度44箇所、3年度44箇所、4年度45箇所

3. 歯科口腔保健支援事業【拡充：ライフステージ別に効果的な普及啓発を実施】

国民に対する歯科口腔保健の推進に関する知識の普及啓発等を行う。

【実施主体：株式会社 等】

- ・ 歯科疾患予防等に資する動画等の作成・公開
- ・ マスメディア等を活用した効果的な普及啓発の実施
- ・ セミナー、シンポジウム等の開催等

2. 都道府県等口腔保健推進事業【一部拡充】

「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき、歯科口腔保健の取組を進めるため実施される歯科保健事業を行う（平成25年度から実施）。

【実施主体：都道府県、政令市、特別区、市町村】（※補助メニューによって異なる）補助率：1／2→**1／2相当定額**

- 1) 口腔保健支援センター設置推進事業
【事業実績】元年度43箇所、2年度46箇所、3年度46箇所、4年度49箇所
 - 2) 口腔保健の推進に資するために必要となる事業
 - I 歯科疾患予防等事業【拡充：都道府県・保健所設置市の補助単価の見直し】
 - ① 歯科疾患予防事業【都道府県・保健所設置市については1,211千円→1,782千円】
 - ② 歯科健診事業
 - ③ 食育推進等口腔機能維持向上事業
 - II 歯科保健医療サービス提供困難者等への歯科保健医療推進事業【拡充：都道府県・保健所設置市の補助単価の見直し】
 - ① 歯科保健医療推進事業【都道府県・保健所設置市については1,069千円→2,001千円】
 - ② 歯科医療技術者養成・口腔機能管理等研修事業
 - III 歯科口腔保健推進体制強化事業
 - IV 調査研究事業
 - ① 歯科口腔保健調査研究事業
 - ② 多職種連携等調査研究事業
- 【事業実績】 I 元年度66箇所、2年度104箇所、3年度163箇所、4年度200箇所
II 元年度65箇所、2年度53箇所、3年度64箇所、4年度70箇所



本日の内容

- 歯科口腔保健を取り巻く状況について
- 生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組について
- 令和7年度予算案（主な歯科口腔保健関係事業）等について

令和7年度当初予算案 13.3億円（12億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき策定されている歯科口腔保健施策を総合的に推進するための「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項」（平成24年度制定）に基づき、各地域において様々な取組が実施されている。
- 令和6年度より、「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項（第2次）」が開始され、地域における歯科健診やフッ化物局所応用等のう蝕予防対策、歯科関係職種等の養成等の歯科口腔保健施策の推進に関する取組を今まで以上に実施することが求められている。
- また、「骨太の方針2024」において「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた具体的な取組の推進」も含めた、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組むとしていることも踏まえ、自治体における歯科口腔保健の推進のための体制の充実を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

1. 8020運動推進特別事業

歯科口腔保健の推進のために実施される歯科保健医療事業（都道府県等口腔保健推進事業に掲げる事業を除く）に必要な財政支援を行う（平成12年度から実施）。【実施主体：都道府県】補助率：1／2相当定額

- 1) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置
- 2) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するために必要となる事業
 - ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業
 - イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
 - ウ その他、都道府県等保健推進事業に掲げる事業以外の事業

【事業実績】

2年度44箇所、3年度44箇所、4年度45箇所、5年度46箇所

3. 歯科口腔保健支援事業

国民に対する歯科口腔保健の推進に関する知識の普及啓発等を行う。

【実施主体：株式会社 等】

- ・ 歯科疾患予防等に資する動画等の作成・公開
- ・ マスメディア等を活用した効果的な普及啓発の実施
- ・ セミナー、シンポジウム等の開催等

2. 都道府県等口腔保健推進事業【一部拡充】

「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき、歯科口腔保健の取組を進めるため実施される歯科保健事業を行う（平成25年度から実施）。

【実施主体：都道府県、政令市、特別区、市町村】（※補助メニューによって異なる）補助率：1／2相当定額

- 1) 口腔保健支援センター設置推進事業

【事業実績】2年度46箇所、3年度46箇所、4年度49箇所、5年度53箇所
- 2) 口腔保健の推進に資するために必要となる事業

I 歯科疾患予防等事業

- ① 歯科疾患予防事業
- ② 歯科健診事業【拡充：都道府県・保健所設置市の補助単価の見直し】

<標準事業例> 歯科健診事業（個別・集団）、医科健診等への歯科健診同時実施事業、歯科疾患等簡易スクリーニング事業 等

③ 歯科健診・クリーニング事業【新規】

④ 食育推進等口腔機能維持向上事業

II 歯科保健医療サービス提供困難者等への歯科保健医療推進事業

- ① 歯科保健医療推進事業
- ② 歯科医療技術者養成・口腔機能管理等研修事業

III 調査研究事業

- ① 歯科口腔保健調査研究事業
- ② 多職種連携等調査研究事業

【事業実績】 I 2年度104箇所、3年度163箇所、4年度200箇所、5年度388箇所

II 2年度53箇所、3年度64箇所、4年度70箇所、5年度65箇所

※旧III 歯科口腔保健推進体制強化事業（廃止）





からだの健康、お口から

お口の健康は、心身の健康と深く関係しています。

それにも関わらず、定期的に歯科健診を受けている人の割合はまだ低い水準にあります。

お口のケアや定期的な歯科健診の大切さを、様々なコンテンツを通して発信していきます。



自分に合った歯ブラシを選ぶコツ！～みがき方が選択のポイント～



「お口の健康を意識した生活」＝「全身の健康を維持する生活」



歯を白くしたい！
ホワイトニングにも歯科健診は大切



口臭を防ぎたい！
必要な日ごろのケアとは



受験当日に困らないために！
～インフルエンザと親知らず 数か月前には歯科健診を～



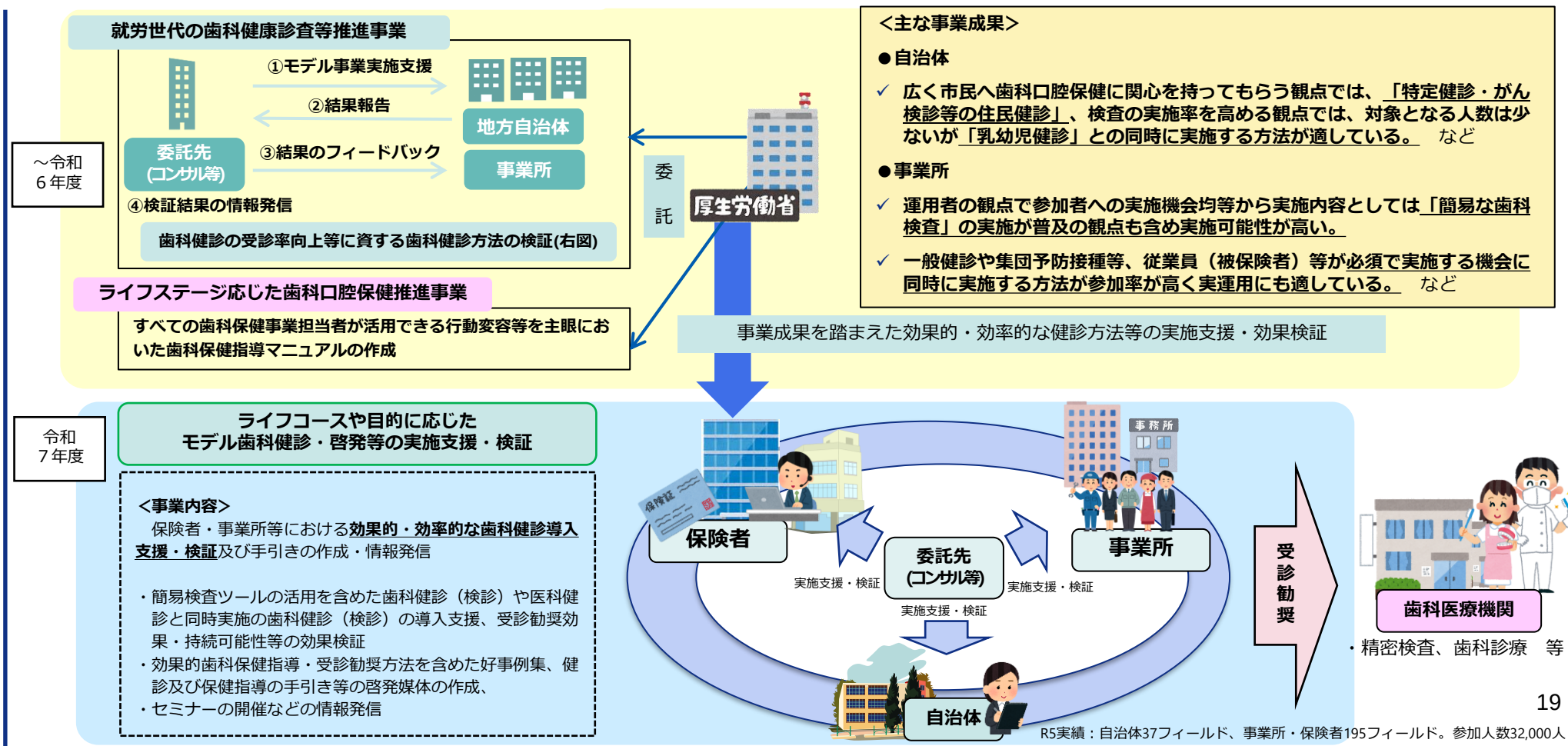
怖い！むし歯と歯周病
気付かぬうちに菌の侵入口に

令和7年度当初予算案 4.3 億円（3.7 億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることに加え、「骨太の方針」において継続的に生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診に関する内容が記載されていることから、特に就労世代中心に歯科健診の健診機会の確保等に取り組んでいるところ。
- 令和7年度においては、これまでの各事業成果等を踏まえつつ、いわゆる国民皆歯科健診の実現に向けて集中的に環境整備に取り組むこととする。

2 事業の概要・スキーム、実施主体



① 施策の目的

- 健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることから、生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)を推進する。

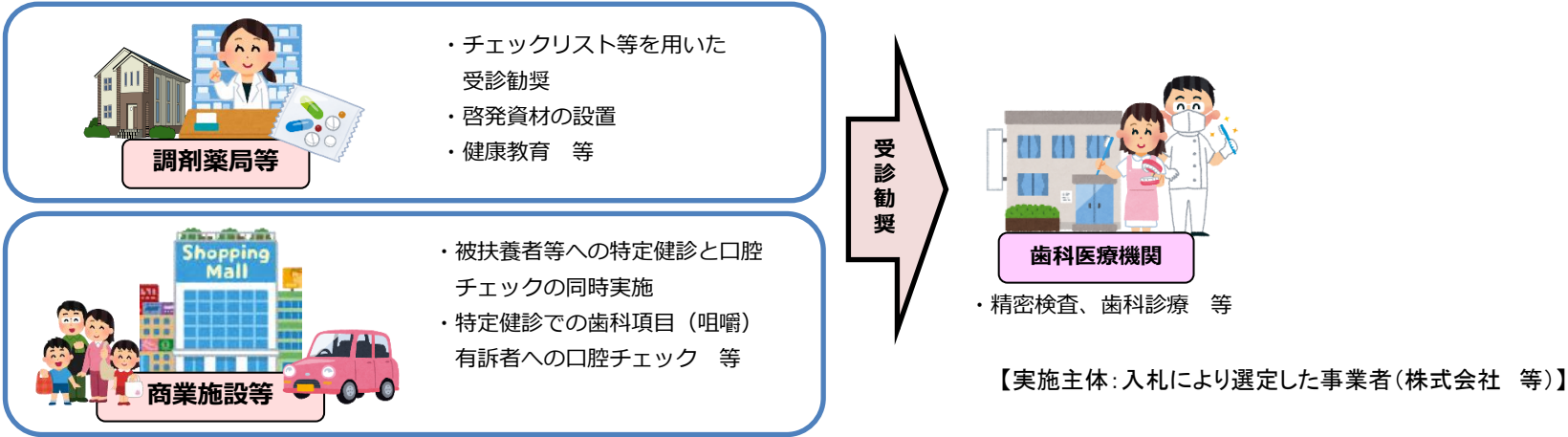
② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

- 全世代で歯科健診をさらに推進する観点から、歯科健診未受診者等を対象に、調剤薬局における待ち時間や商業施設における特定健診等の幅広い年齢にアプローチが可能な機会を活用して、口腔のチェックによる受診勧奨等を行い、その効果について検証を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 効果的な受診勧奨方法等の検証により、自治体等の歯科保健施策の企画立案に寄与する
- 生涯を通じた歯科健診の推進を通じて、広く国民の歯・口腔の健康の保持・増進を図る

生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）環境整備事業 （歯周病等スクリーニングツール開発支援事業）

令和7年度予算案 1.2億円（2.0億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることから、定期的な歯科健診の機会・歯科診療の受診を通じて、生涯を通じた歯・口腔の健康を実現していくことが必要である。
- 「骨太の方針2024」において、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた具体的な取組の推進」が記載された。
- しかし、「過去1年間に歯科検診を受診した者」の割合は58.0%（R4歯科疾患実態調査）であり、さらに市町村が実施する歯周疾患検診の受診率は約5.0%（推計値）にとどまっている。
- また、歯周疾患検診を実施する市町村は、全国で81.6%%（R4地域保健・健康増進事業報告）にとどまっている。
- 歯科健診を実施しない理由として、「実施する歯科医師・歯科衛生士がない」といった「歯科専門職の不在」や手間がかかるといった「時間的負担」等が挙げられている。



自治体や職域等において、簡易に歯周病等の歯科疾患のリスク評価が可能であり、歯科医療機関への受診につなげることができる方法の研究・開発を支援する。

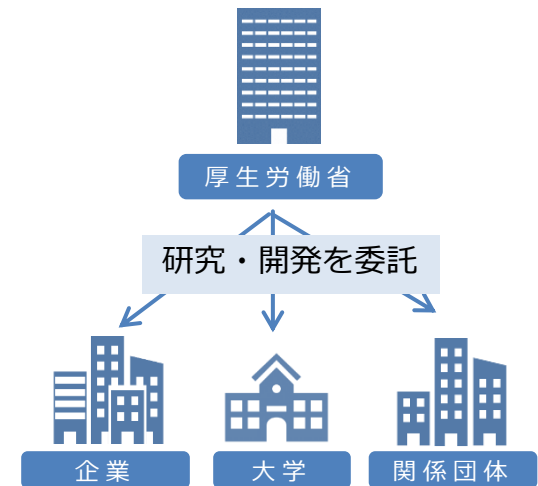
2 事業の概要・スキーム、実施主体

事業概要

- ◆ 歯科疾患のリスク評価が可能なスクリーニングツール（簡易検査キットや診断アプリ等）の開発を行う企業等に対して、研究・開発を支援する。

（要件イメージ）

- 自治体や職域等において活用することを想定した、簡易な方法であること
- 歯周病に関するリスク評価を含むこと
- 従来の歯科健診による方法との比較（相関の検証等）を行うこと
- 医療機器又は体外診断用医薬品の承認をめざすものであること
- 歯科医療機関への受診につなげるよう、受診者へ結果のフィードバックが可能であること



実施主体

企業、大学、関係団体等：3主体程度

歯科口腔保健医療情報収集・分析等推進事業

令和7年度予算案 66百万円（66百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・ 歯科保健医療に関する地域分析に必要なデータは、様々な統計データの中に分散していたり、NDBの歯科部分の分析はあまり行われておらず、**データ活用・分析が進んでいない**。
- ・ 歯科保健医療推進のため、自治体関係者が歯科保健医療関係データを活用できるよう、歯科保健医療に関する各種データや自治体の歯科保健事業の情報収集及び精査・分析を行い、歯科保健医療データブックの作成及び歯科保健医療情報提供サイトを運用。



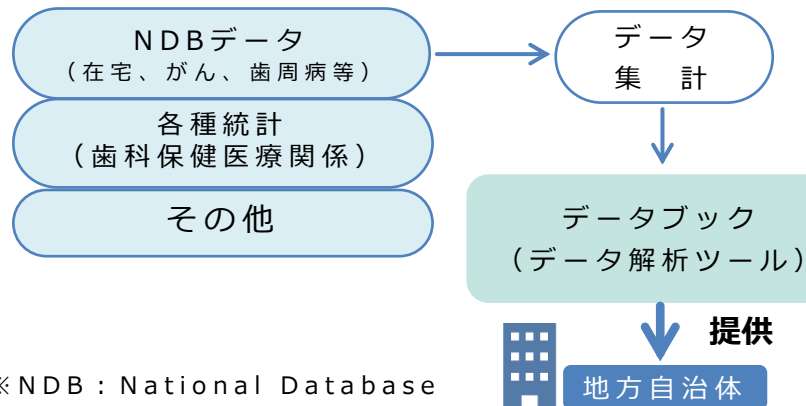
令和7年度：引き続き、歯科保健医療データブックの作成するとともに歯科保健医療情報提供サイトを運用

2 事業の概要・スキーム、実施主体

歯科保健医療データブックの作成

【実施主体：入札により選定した事業者（株式会社 等）】

- ・ 歯科口腔保健医療に関する施策立案に必要なデータの収集・分析
- ・ 収集データの見える化、解析ツール（データブック）の作成
→都道府県等へ送付

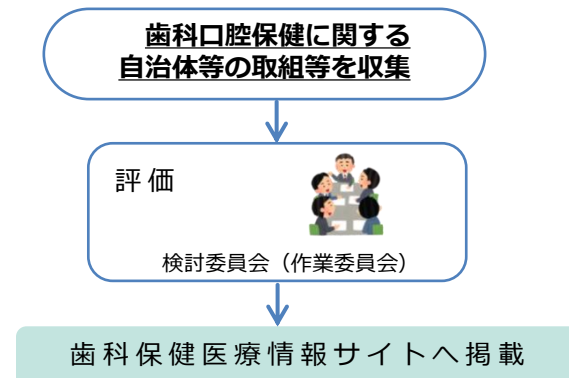


歯科保健医療情報サイトの構築・公開

【実施主体：入札により選定した事業者（株式会社 等）】

- ・ 【歯科保健医療情報サイトの運用】

掲載内容：歯科口腔保健に関する自治体事業の好事例（先進的な取組等）、自治体と大学・企業との連携取組事例、学術情報、自治体歯科口腔保健関連計画・条例、歯科保健関連統計データ等



【事業実績】・本事業で構築する情報共有サイトへのアクセス数 2年度8,934件、3年度16,359件、4年度14,798件、5年度20,177件

歯科保健医療情報サイトのご案内

歯科保健医療情報サイト

<https://dental-care-info.mhlw.go.jp/index.php>

が開設されました！

歯・口腔の
健康づくりに
関わる皆様

歯科保健医療情報サイト

自治体取組事例

市民・青少年事例

歯科保健統計

厚生労働省歯科口腔
保健関係情報

大学・企業/
産業歯科保健事例

学術情報

啓発教材・マニュアル

自治体歯科口腔保健
関係計画・条例

その他



効果的な取組事例

取組事例の中で、特に効果的な事例を紹介！！



歯科保健医療情報サイト

お知らせ

2024/04/01

歯科保健医療情報サイトオープンのお知らせ

歯科保健医療情報サイトをオープンいたしました。

なお、画面の表示位置、ボタン表示が隠れる、「…」表示される場合には、ブラウザのキャッシュ情報が残っているか、画面のズームが100%でない場合がございます。

大変お手数ですが、表示中のブラウザ設定で「ズーム表示100%」かのご確認と

自治体取組事例



令和2年度より、全国の各都道府県・市区町村、令和6年度より、後期高齢者医療広域連合より歯科保健事業の事例をご提出いただいております。本サイトに掲載している自治

歯科保健統計データ



国（e-Stat）や自治体の歯科保健医療に関する統計データです。

事例の詳細の
閲覧が可能



Pick up!

好事例掲載

企画立案に
ご活用ください



PDF
ダウンロード
も可



歯科保健医療情報サイト

[お問い合わせ]令和6年度 歯科保健医療情報サイト事務局

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部



歯科口腔保健の推進に関する基本的事項について

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項

- 平成23年に施行された「歯科口腔保健の推進に関する法律」の第12条第1項において、**厚生労働大臣は歯科口腔保健の推進に関する基本的事項を定めること**としている。
- 歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項では、同法において規定されている**国及び地方公共団体が講ずる施策について、総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定める。**

国及び地方公共団体が講ずる施策（第7～11条）

- ① 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等
- ② 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
- ③ 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等
- ④ 歯科疾患の予防のための措置等
- ⑤ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等

参考）歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）

（歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等）

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの**総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定める**ものとする。

- ◆ 平成24年7月に、歯科口腔保健に関する国及び地方公共団体の施策等を総合的に推進するための基本的事項として、**平成24年から平成34年までの10年間の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」（第一次）**が定められた。
- ◆ 令和3年には、都道府県等の策定する**医療計画等の期間と調和を図る**観点から、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の**期間を1年延長し、令和5年度までとされた**。なお、**令和4年度に最終評価が実施された**。
- ◆ **令和6年度から令和17年度までの12年間の「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項」（第二次）**は、「**歯・口腔の健康づくりプラン**」として、歯科口腔保健に関する国及び地方公共団体の施策等を総合的に推進するための基本的な事項を定めることとしている。

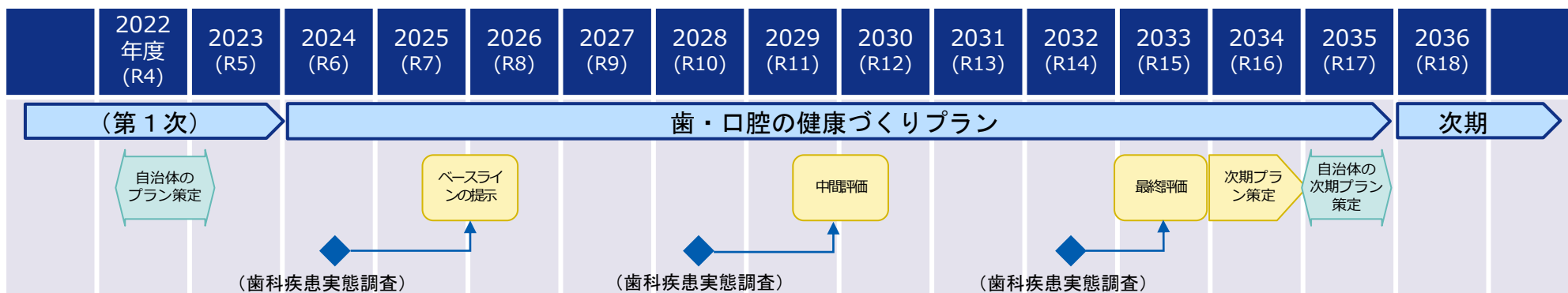
歯・口腔の健康づくりプランの目標と指標 一覧

：「健康日本21（第三次）」と重複するもの

目 標	指 標	目 標 値
第1．歯・口腔に関する健康格差の縮小		
一 歯・口腔に関する健康格差の縮小によるすべての国民の生涯を通じた歯科口腔保健の達成		
① 歯・口腔に関する健康格差の縮小	ア 3歳児で4本以上のう蝕のある歯を有する者の割合	0%
	イ 12歳児でう蝕のない者の割合が90%以上の都道府県数	25都道府県
	ウ 40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合（年齢調整値）	5%
第2．歯科疾患の予防		
一 う蝕の予防による健全な歯・口腔の育成・保持の達成		
① う蝕を有する乳幼児の減少	3歳児で4本以上のう蝕のある歯を有する者の割合（再掲）	0%
② う蝕を有する児童生徒の減少	12歳児でう蝕のない者の割合が90%以上の都道府県数（再掲）	25都道府県
③ 治療していないう蝕を有する者の減少	20歳以上における未処置歯を有する者の割合（年齢調整値）	20%
④ 根面う蝕を有する者の減少	60歳以上における未処置の根面う蝕を有する者の割合（年齢調整値）	5%
二 歯周病の予防による健全な歯・口腔の保持の達成		
① 歯肉に炎症所見を有する者の減少	ア 10代における歯肉に炎症所見を有する者の割合	10%
	イ 20代～30代における歯肉に炎症所見を有する者の割合	15%
② 歯周病を有する者の減少	40歳以上における歯周炎を有する者の割合（年齢調整値）	40%
三 歯の喪失防止による健全な歯・口腔の育成・保持の達成		
① 歯の喪失の防止	40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合（年齢調整値）（再掲）	5%
② より多くの自分の歯を有する高齢者の増加	80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合	85%
第3．生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・維持・向上		
一 生涯を通じた口腔機能の獲得・維持・向上の達成		
① よく噛んで食べることができる者の増加	50歳以上における咀嚼良好者の割合（年齢調整値）	80%
② より多くの自分の歯を有する者の増加	40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合（年齢調整値）（再掲）	5%
第4．定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健		
一 定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進		
① 障害者・障害児の歯科口腔保健の推進	障害者・障害児が利用する施設での過去1年間の歯科検診実施率	90%
② 要介護高齢者の歯科口腔保健の推進	要介護高齢者が利用する施設での過去1年間の歯科検診実施率	50%
第5．歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備		
一 地方公共団体における歯科口腔保健の推進体制の整備		
① 歯科口腔保健の推進に関する条例の制定	歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している保健所設置市・特別区の割合	60%
② PDCAサイクルに沿った歯科口腔保健に関する取組の実施	歯科口腔保健に関する事業の効果検証を実施している市町村の割合	100%
二 歯科検診の受診の機会及び歯科検診の実施体制等の整備		
① 歯科検診の受診者の増加	過去1年間に歯科検診を受診した者の割合	95%
② 歯科検診の実施体制の整備	法令で定められている歯科検診を除く歯科検診を実施している市町村の割合	100%
三 歯科口腔保健の推進等のために必要な地方公共団体の取組の推進		
① う蝕予防の推進体制の整備	15歳未満でフッ化物応用の経験がある者	80%

歯・口腔の健康づくりプランのスケジュール

- 歯・口腔の健康づくりプランの計画期間については、健康日本21（第3次）をはじめとした他の計画（医療計画、医療費適正化計画等）との計画期間を一致させ、整合性を図るために、令和6年度から令和17年度までの12年間とする。
- 歯・口腔の健康づくりプランの中間評価をプラン開始後6年を目処に、最終評価を同10年を目処に行い、計画期間中に次期（令和18年度開始）の基本的事項の策定のための期間を設ける。
- 歯・口腔の健康づくりプランの評価のためのベースラインはプラン初年度である令和6年度の値とし、目標値は令和14年度として設定する。
- ベースラインの提示・中間評価及び最終評価に必要なデータソースである歯科疾患実態調査は、次期基本的事項の評価実施時期を踏まえ、令和6年度から4年ごとに実施する。



ご清聴ありがとうございました

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare